

加盟団体規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本体操協会（以下「本会」という）の加盟団体に関する事項を定める。

(加盟団体)

第2条 本会定款（以下「定款」という）第12章による加盟団体は、次の通りとする。

- (1) 定款第49条(1)に定める団体（以下「都道府県協会等」という）を別表1に定める。
- (2) 定款第49条(2)に定める団体（以下「全国体操連盟等」という）を別表2に定める。

(地域区分)

第3条 都道府県協会等の地域区分（以下「ブロック」という）は、次のとおりとする。

地域名	都道府県名（区分）
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北信越	新潟、長野、富山、石川、福井
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
東海	静岡、愛知、三重、岐阜
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	香川、徳島、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

(都道府県協会等の組織)

第4条 都道府県協会等は、各都道府県における体操を総合的に統轄する本会加盟団体として、その団体を代表する長、役員、事務局を置き、適当なる組織を有しなければならない。また、本規程第3条に示した各ブロック単位で組織を成し（以下「ブロック体操協会」という）、活動できるものとする。

(全国体操連盟等の組織)

第5条 全国体操連盟等は、国内における体操の各種別または年齢別に統轄する本会加盟団体として、その団体を代表する長、役員、事務局を置き、適当なる組織を有しなければならない。なお、所属する国際競技連盟のあるものは、その規則に準拠しなければならない。

(加盟)

第6条 本会定款第49条により、新たに本会の加盟団体になろうとする団体は、その代表者から次の書類を本会会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 加盟申請書（事務所所在地及び連絡先を明記すること）

- (2) 加盟団体の規約等
- (3) 加盟団体組織一覧表
- (4) 役員名簿
- (5) 前年度事業概況書、当該年度事業予定表及び当該年度予算書
- (6) その他本会が必要と判断した資料

(脱退)

第7条 本会定款第52条により、加盟団体が脱退しようとする場合には、理由を付した脱退届を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(除名)

第8条 本会定款第53条により、加盟団体は、理事会の決議を経て、除名されることがある。なお、除名されることが決まった場合、本会会長は直ちに加盟団体長へ通知しなければならない。

(加盟料)

第9条 加盟団体は、本会定款第50条に規定する加盟料を、毎年5月末日までに納入しなければならない。

2 加盟料の金額は、3万円とする。

(加盟料等の精算)

第10条 加盟団体が第7条により脱退、または第8条により退会した場合、既に納付した加盟料等は、理由の如何を問わず返還しない。また、脱退または退会前に支払の義務が生じた加盟料等は、直ちに納付しなければならない。

(ブロック費)

第11条 本会は、ブロック体操協会に代わり、登録者からブロック費を回収する。ブロック費の金額は本会登録規程に従うものとする。

(提出書類)

第12条 加盟団体は、毎年事業年度開始1ヵ月前から開始後1ヵ月の間に、次の書類を添えて本会に届出なければならない。

- (1) 役員名簿
- (2) 事業計画書

(都道府県協会等の業務委任)

第13条 都道府県協会等は、本会の協力組織として、次の業務を行うこととする。

- (1) 本会が主催する全国大会予選会の開催
- (2) 国民スポーツ大会の予選会の開催
- (3) 功労賞の受賞候補者の推薦
- (4) 本会の登録業務の補佐

- (5) 資格認定業務の補佐
- (6) その他

(処分)

第14条 加盟団体が第9条に示す加盟料の支払いを怠ったとき、第11条と第12条に定める任務を怠る等組織の管理運営に適正を欠いたとき、若しくは本会の加盟団体として不相当と認められるときは次の処分を行うことができる。

- (1) 指導
- (2) 勧告
- (3) 資格停止
- (4) 除名

2 前項の具体的な手続き及び内容については、理事会及び評議員会の議を経て別に定める。

附則

この規程は、公益財団法人日本体操協会の設立の登記の日から施行する。

平成 25 年 3 月 17 日 制定

平成 31 年 3 月 9 日 改定

平成 31 年 3 月 9 日 施行

令和 5 年 9 月 15 日 改定

令和 5 年 9 月 15 日 施行

令和 6 年 3 月 8 日 改定・施行

別表1 定款第49条(1)に定める団体

北海道体操連盟		
青森県体操協会	岩手県体操協会	宮城県体操協会
秋田県体操協会	山形県体操協会	福島県体操協会
茨城県体操協会	栃木県体操協会	群馬県体操協会
埼玉県体操協会	千葉県体操協会	東京都体操協会
神奈川県体操協会	山梨県体操協会	
新潟県体操協会	長野県体操協会	富山県体操協会
石川県体操協会	福井県体操協会	
静岡県体操協会	愛知体操協会	三重県体操協会
岐阜県体操協会		
滋賀県体操協会	京都体操協会	大阪体操協会
兵庫県体操協会	奈良県体操協会	和歌山県体操協会
鳥取県体操協会	島根県体操協会	岡山県体操協会
広島県体操協会	山口県体操協会	
香川県体操協会	徳島県体操協会	愛媛県体操協会
高知県体操協会		
福岡県体操協会	佐賀県体操協会	長崎県体操協会
熊本県体操協会	大分県体操協会	宮崎県体操協会
鹿児島県体操協会	沖縄県体操協会	

別表2 定款第49条(2)に定める団体

- (一社) 全日本ジュニア体操クラブ連盟
- (公社) 日本新体操連盟
- (一社) 全日本シニア体操クラブ連盟
- 全日本学生体操連盟
- (公社) 日本エアロビック連盟